

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

開催日時：平成26年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所
（最終頁に地図を掲載いたしております）

目 次

■ 招集ご通知	1
■ 議決権行使等についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	

(添付書類)	
■ 事業報告	37
1. 企業集団の現況	37
2. 会社の現況	44
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	55
■ 監査報告書	58
■ 監査役会の監査報告書	60

書面による議決権行使について

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら本招集ご通知の株主総会参考書類をご検討のうえ、P2の「議決権行使等についてのご案内」をご覧いただき、書面にて**平成26年6月26日午後5時30分まで**にご行使下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。（当日ご出席の場合は、書面による議決権行使のお手続きは不要です。）



常磐興産株式会社

証券コード 9675
平成26年6月2日

株 主 各 位

福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
常磐興産株式会社
取締役社長 井上直美

第96回定期株主総会招集ご通知

挂啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、「議決権行使等についてのご案内」（2頁）をご参照のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル 2階 ザ・グリーンホール

(末尾に記載の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的與事項

報告事項

1. 第96期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.iohan-kosan.com>）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下2つの方法がございます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を郵送せずに、会場にご持参下さい。（ご捺印は不要です。）

当日ご欠席の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

平成26年6月26日（木曜日）

午後5時30分到着分まで

当日ご出席の株主の皆様へのお願い

- (1) **同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。**代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。
- (2) **当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。**
- (3) 例年開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場下さい。開場時刻は午前9時15分を予定しております。

インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.joban-kosan.com>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び個別計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

東日本大震災の影響により三期に亘り無配を余儀なくされ、株主の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたが、各方面からのご支援等により業績は順調に回復しつつあります。

従いまして、当期の期末配当につきましては、経営環境が依然として厳しいなか、現在の財務状況や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は175,748,030円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日（月）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

第1回A種優先株式及び第1回B種優先株式を消却したことに伴い、以下のとおり定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 当社第1回A種優先株式及び第1回B種優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 発行可能株式総数及び単元株式数の規定に關し所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1億5千9百63万株、7万株および30万株とする	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は1億6千万株とする
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1,000株とする	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする
第8条～第10条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第10条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてA種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し第10条の12の規定に基づき支払う配当金（以下「B種優先配当金」という。）の支払と同順位で、A種優先株式1株につき、次に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。なお、A種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後を行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に對し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>二 剰余金の配当の基準日が払込期日（同日を含む。）以降平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間に属する場合</p> <p>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、<u>払込期日</u>）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>二 剰余金の配当の基準日が平成24年1月30日（同日を含む。）以降平成24年3月31日（同日を含む。）までの期間に属する場合</p> <p>A種優先株式の1株当たりの<u>払込金額</u>に年率5%を乗じて算出した金額（ただし、平成23年4月1日（同日を含む。）から平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）にA種優先株式の1株当たりの<u>払込金額</u>に年率6%を乗じて算出した金額（ただし、平成24年1月30日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）を加えた金額</p>	
<p>三 剰余金の配当の基準日が平成24年4月1日（同日を含む。）以降の期間に属する場合</p> <p>A種優先株式の1株当たりの<u>払込金額</u>に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第2項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p><u>3 当会社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第3項の規定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p><u>4 当会社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第4項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</u></p>	
<p>(累積条項)</p> <p><u>第10条の3 当会社は、ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以後、年率5%（ただし、平成24年1月30日以降は年率6%）の利率で1年毎の複利計算により累積する。</u>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</p> <p><u>2 累積した不足額（以下「A種累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以後、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の13第2項の規定に基づくB種累積未払優先配当金額（第10条の13第2項に定義する。）の配当と同順位で、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する</u></p>	
<p><u>（非参加条項）</u></p> <p><u>第10条の4 当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない</u></p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第10条の5 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し第10条の15第1項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、A種優先株式1株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。</u>なお、次の算式における、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日（以下、「残余財産分配日」とい</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>う。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産がA種優先株主及びB種優先株主(以下、個別にまたは総称して「優先株主」という。)ならびにA種登録株式質権者およびB種登録株式質権者(以下、個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</p> <p>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額</p> $= 10,000円 + A種累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$ <p>2 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>第10条の6 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する</p> <p>(議決権)</p> <p>第10条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない</p> <p>(株式の無償割当等)</p> <p>第10条の8 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取得条項)</p> <p><u>第10条の9</u> 当会社は、平成20年9月26日以後いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる（以下、本条において、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。）なお、一部取得を行うに当たり、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする</p> <p>1株当たりの強制償還額 $= 10,000\text{円} + A\text{種累積未払優先配当金相当額} + 日割未払優先配当金額$</p> <p>(金銭対価の取得請求権)</p> <p><u>第10条の10</u> A種優先株主は、平成20年9月26日以後いつでも、当会社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下、本条及び次条において「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下、本条において「償還請求</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下、本条及び次条において「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする</p> <p>A種優先株式1株当たりの償還価額 $= 10,000円 + A種累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$</p> <p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第10条の11 A種優先株主は、平成20年9月26日以降いつでも、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(以下、本条において「転換請求」という。)することができる。なお、当会社がある株主に対してA種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日(以</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>下、本条において「<u>転換請求日</u>」とい う。)において、<u>剩余授権株式数</u> (以下 に定義される。) が請求対象普通株式総 数 (以下に定義される。) を下回る場合 には、(i) A種優先株主が当該転換請 求日に転換請求したA種優先株式の数 に、(ii) 剩余授権株式数を請求対象普 通株式総数で除して得られる数を乗じ た数 (小数第1位まで算出し、その小数 第1位を切り下げる。また、0を下回る 場合は0とする。) のA種優先株式につ いてのみ、当該A種優先株主の転換請求 に基づくA種優先株式の取得の効力が 生じるものとし、取得の効力が生じるA 種優先株式以外の転換請求に係るA種 優先株式については、転換請求がされな かったものとみなす。なお、一部取得を 行うに当たり、取得するA種優先株式 は、抽選、転換請求されたA種優先株式 の数に応じた比例按分その他の方法に より当会社の取締役会において決定す る</p> <p>「<u>剩余授権株式数</u>」とは、本条におい て、(i) 当該転換請求日ににおける定款 に定める当会社の普通株式に係る発行 可能種類株式総数より、(ii) ①当該転 換請求日における発行済みの普通株式 の数、および②当該転換請求日に発行さ れている新株予約権が全て行使された ものとみなした場合に発行されるべき 普通株式の数の合計数を控除した数を いう</p> <p>「<u>請求対象普通株式総数</u>」とは、本条に において、A種優先株主が当該転換請求日 に転換請求したA種優先株式につ いて、転換請求日に償還請求が行われたと 仮定した場合における、第10条の10第 2項に定めるA種優先株式の償還価額 の総額を、当該転換請求日における下記 に定める転換価額で除して得られる数 (小数第1位まで算出し、その小数第1</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>位を切り上げる。) の総数をいう</p> <p><u>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</u></p> <p><u>三転換請求に係るA種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額÷転換価額</u></p> <p>2 <u>当初の転換価額は、172円とする</u></p> <p>3 <u>転換価額は、毎月1日（ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「修正基準日」という。）に当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、本条において「下限転換価額」という。ただし、次項により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする</u></p> <p>4 <u>A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</u></p> <p>調整後転換価額 = $\frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1\text{株}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}} \right)}{\text{新発行・処分普通株式数}}$</p> <p>調整前転換価額：調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう</p> <p>発行済普通株式数 - 自己株式数：基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう</p> <p>1株当たりの時価：調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</p> <p>一 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しましたは当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付さ</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>れる株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)</p> <p>調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当会社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	
<p>二 普通株式を分割する場合</p> <p>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	
<p>三 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得得される証券(権利)または取得さ</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>することができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後転換価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができるとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日（本号において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得または行使に際して当該証券（権利）または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式または②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得され</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>たものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行なう場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日（本号において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>五 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものと</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>し、<u>転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>5 <u>前項第一号乃至第五号において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</u></p> <p>6 <u>第4項各号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される</u></p> <p>一 <u>合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p>二 <u>その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p>三 <u>転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき</u></p>	
<p>第2章の3 B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第10条の12 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてB種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の2の規定に基づき支払うA種優先配当金の支払と同順位で、B種優先株式1株につき、次に定める額のB種優先配当金を金銭にて支払う。なお、B種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>2 当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第2項の規定に基づく剰</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>余金の配当を行う場合はそれと同順位で、前項に従い計算される額の金銭による剩余金の配当を行うことができる</p> <p>3 当会社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第3項の規定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剩余金の配当を行うことができる</p> <p>4 当会社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第4項の規定に基づく剩余金の配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剩余金の配当をすることができる</p>	
<p>(累積条項)</p> <p>第10条の13 当会社は、ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剩余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以後、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後を行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 累積した不足額（以下「B種累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剩余金の配当に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の3第2項の規定に基づくA種累積未払優先配当金額の配当と同順位で、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する</u></p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p><u>第10条の14 当会社は、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先配当金を超えて剩余金の配当を行わない</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第10条の15 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の5第1項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、B種優先株式1株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。</u> <u>なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産が優先株主および優先登録株式質権者に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>B種優先株式1株当たりの残余財産分配額</u> $= 10,000\text{円} + \text{B種累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額}$</p> <p><u>2 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない</u></p>	
<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第10条の16 譲渡によるB種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する</u></p>	
<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第10条の17 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない</u></p>	
<p><u>(株式の無償割当等)</u></p> <p><u>第10条の18 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、株式または新株予約権の無償割当を行わない</u></p>	
<p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第10条の19 当会社は、平成24年1月30日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がB種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる（以下、本条において、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。）。なお、一部取得を行うに当たり、取得する</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>B種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。なお、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</u></p> <p><u>1株当たりの強制償還価額</u> $= 10,000円 + B種累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$</p> <p><u>(金銭対価の取得請求権)</u></p> <p><u>第10条の20 B種優先株主は、平成24年1月30日以降いつでも、当会社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下、本条及び次条において「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、B種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、本条において「償還請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額（以下、本条及び次条において「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選または償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 B種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。なお、次の算式における</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</p> <p>B種優先株式1株当たりの償還価額 $=10,000\text{円} + \text{B種累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額}$</p> <p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第10条の21 B種優先株主は、平成24年1月30日以降いつでも、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」という。）することができる。なお、当会社がある株主に対してB種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日（以下、本条において「転換請求日」という。）において、剩余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（i）B種優先株主が当該転換請求日に転換請求したB種優先株式の数に、（ii）剩余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の転換請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の転換請求に係るB種優先株式については、転換請求がされなかつ</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>たものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得するB種優先株式は、抽選、転換請求されたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>「剩余授権株式数」とは、本条において、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii) ①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、本条において、B種優先株主が当該転換請求日に転換請求したB種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第10条の20第2項に定めるB種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p>B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>三転換請求に係るB種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合におけるB種優先株式の償還価額の総額 ÷ 転換価額</p> <p>2 当初の転換価額は、82円とする</p> <p>3 転換価額は、毎月1日(ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「修正基準日」という。)に当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の92%相当額に修正</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が41円（以下、本条において「下限転換価額」という。ただし、次項により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が123円（以下「上限転換価額」という。ただし、次項により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする</p> <p>4 B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</p>	
<p>調整後 転換価額 = $\frac{\text{調整前} \times \left(\frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1\text{株}}{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{当たりの払込金額・処分価額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{(\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行・処分普通株式数}}$</p> <p>調整前転換価額：調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう 発行済普通株式数 - 自己株式数：基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>は基準日における、発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう</p> <p>1株当たりの時価：調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</p> <p>二 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しましたは当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。ただし、第三号に記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）</p> <p>調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当を行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当会社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	
<p>二 普通株式を分割する場合</p> <p>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	
<p>三 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後転換価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得され</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>る証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当のための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日（本号において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得または行使に際して当該証券（権利）または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</u></p> <p><u>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式または②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができるものとみなしして、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</u></p> <p><u>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができるものとみなしして新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日（本号において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p>	
<p>五 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</p> <p>調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	
<p>5 前項第一号乃至第五号において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>6 第4項各号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される</p> <p>一 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき</p> <p>二 その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき</p> <p>三 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき</p>	第11条～第41条（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の再選をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	斎藤一彦 (昭和20年2月19日生) <div style="background-color: #d3d3d3; display: inline-block; padding: 2px 10px; border-radius: 5px;">再任</div>	昭和43年4月 常磐湯本温泉観光(株) (現常磐興産(株)) 入社 平成6年11月 常磐興産(株)観光事業本部ホテルハワイアンズ総支配人 同9年6月 取締役観光事業本部長兼企画推進室長 同12年4月 常務取締役事業統轄本部長兼新規事業開発室長 同13年6月 専務取締役事業統轄本部長兼経理部長 同14年1月 代表取締役副社長兼事業統轄本部長兼経理部長 同14年6月 代表取締役社長兼事業本部長 同17年2月 代表取締役社長 同25年6月 代表取締役会長 (現任)	普通株式 89,000株
2	井上直美 (昭和25年11月6日生) <div style="background-color: #d3d3d3; display: inline-block; padding: 2px 10px; border-radius: 5px;">再任</div>	昭和49年4月 (株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 平成14年4月 (株)みずほ銀行執行役員関連事業部長 同17年1月 同 常務執行役員 同19年4月 同 常務取締役 同20年6月 みずほ情報総研(株) 専務取締役 同22年3月 同 取締役社長 同25年4月 常磐興産(株) 入社 顧問 同25年6月 代表取締役社長 (現任) <div style="text-align: center;">[重要な兼職の状況]</div> (株)東京精密 社外監査役 常磐共同火力(株)取締役(平成26年6月就任予定) 小名浜海陸運送(株)取締役(平成26年6月就任予定)	普通株式 9,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
3	なかむらゆきお 中村雄 (昭和25年12月9日生) 再任	昭和48年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成15年4月 常磐興産(株)入社管理本部副本部 長兼関連事業部長 同16年6月 取締役管理本部副本部長兼関連 事業部長 同17年2月 常務取締役レジャーリゾート事 業部管掌兼関連会社担当 同20年6月 常務取締役管理本部管掌 同23年4月 常務取締役管理本部管掌兼SRH 営業本部管掌 同26年4月 常務取締役管理本部管掌兼内部 監査室管掌(現任)	普通株式 34,000株
4	とよだかずお 豊田和夫 (昭和21年9月20日生) 再任	昭和44年4月 東協生コン(株)入社 同56年3月 常磐興産(株)入社 平成10年6月 PC事業本部副本部長兼営業統括部長 同13年3月 小名浜港セメント荷役(株) 代表取締役社長 同14年10月 常磐港運(株)代表取締役社長 同20年6月 常磐興産(株)常務取締役社長室長 同23年4月 常務取締役社長室長兼SRH事業 本部管掌 同26年4月 常務取締役レジャーリゾート事 業本部管掌兼社長室管掌(現任) [重要な兼職の状況] 常磐港運(株)代表取締役会長	普通株式 27,000株
5	さくまひろみ 佐久間博巳 (昭和30年12月6日生) 再任	昭和55年7月 常磐興産(株)入社 平成9年2月 観光事業本部営業本部長兼営業部長 同13年6月 取締役観光事業本部長 同18年4月 取締役レジャーリゾート事業部 長兼営業部長兼ゴルフ事業室長 兼システムサポート室長 同23年4月 取締役執行役員SRH営業本部長 同26年4月 取締役執行役員レジャーリゾー ト事業本部長兼営業部長(現任)	普通株式 28,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
6	秋田 龍生 (昭和33年3月28日生) 再任	昭和55年4月 (株)福島環境整備センター(現常磐開発(株))入社 平成10年10月 常磐興産(株)管理本部人事部長兼 観光事業本部副本部長 同 13年6月 取締役事業統轄本部副本部長兼 総務部長兼観光事業本部副本部 長 同 14年4月 取締役管理本部長兼総務部長 同 23年4月 取締役執行役員管理本部長 (現任)	普通株式 27,000株
7	田島 悅郎 (昭和22年7月26日生) 再任	昭和41年4月 北海道炭礦汽船(株)入社 同 62年5月 常磐興産(株)入社 平成10年6月 燃料商事本部長兼石炭部長 同 15年6月 取締役燃料商事事業部長 同 23年4月 取締役執行役員燃料商事本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 小名浜海陸運送(株)監査役	普通株式 28,000株
8	松崎 克郎 (昭和31年5月26日生) 再任	昭和55年4月 常磐興産(株)入社 平成13年1月 観光事業本部副本部長兼ハワイ アンズ支配人 同 16年6月 取締役レジャーリゾート事業部 スパリゾートハワイアンズ総支 配人 同 23年4月 取締役執行役員SRH事業本部長 同 26年4月 取締役執行役員社長室長(現 任)	普通株式 30,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策や日本銀行の金融緩和策等により円安や株高が進み、企業収益や個人消費、雇用環境が改善する等景気は緩やかに回復しつつありましたが、海外経済は先行き不透明な状況で推移いたしました。

観光業界において旅行需要が好調を維持するなか、福島県内は一部持ち直しの動きが見られましたものの、依然厳しい状況にあります。

このような環境のもと、主力のスパリゾートハワイアンズにつきましては、震災以降、地元地域を始め各方面からの変わらぬ復興へのご支援等もあり、お蔭様をもちまして日帰り部門は150万人を回復し宿泊部門は459千人と過去最高を記録するなど好調に推移し、震災前の状況を上回りました。

卸売業、製造関連事業及び運輸業につきましては概ね堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は544億29百万円（前期比76億52百万円、16.4%増）、営業利益は21億37百万円（前期比4億96百万円、30.2%増）、経常利益は16億96百万円（前期比4億80百万円、39.5%増）となり、また当期純利益は、15億4百万円（前期比10億73百万円、41.6%減）となりましたが、この当期純利益の減少は前期に復興補助金及び受取補償金を特別利益として計上したこと等に伴うものであります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

〔観光事業〕

スパリゾートハワイアンズの日帰り部門につきましては、4月より全国の小学校への新たなキャラバン「フラガールきづなスクール」を始動し、さらにゴールデンウイークに「ワンピース メモリアルログ新世界編突入」、夏休みに「ボリショイサーカス 迫真的大ドーム上空ショー」、冬休みには「タカラトミーフェスティバル」など多彩なイベントを実施いたしました。加えて専属ダンシングチーム「フラガール」のショー有料指定席数を拡大し顧客満足度を高めるなどの施策の結果、利用人員は1,507千人（前期比98千人、7.0%増）となりました。

宿泊部門につきましては、上記の施策に加え、無料送迎バス発着地の拡大及び旅行会社との連携等による販売チャネルの増大、加えて冬の魅力を打ち出した「あつたかアロハキャンペーン」等の効果もあり、主に首都圏ファミリーの増加により利用人員は459千人（前期比76千人、20.1%増）となりました。

クレストヒルズゴルフ俱楽部は、地元客の利用が堅調に推移し、利用人員は55千人（前期比7百人、1.3%増）となりました。

この結果、当部門の売上高は、130億18百万円（前期比14億1百万円、12.1%増）、営業利益は22億39百万円（前期比4億26百万円、23.5%増）となりました。

〔卸売業〕

石炭・石油両部門につきましては、主要納入先である電力会社向け販売数量が増加したこと等により売上高は377億54百万円（前期比62億88百万円、20.0%増）、営業利益は3億57百万円（前期比81百万円、29.5%増）となりました。

〔製造関連事業〕

中国や東南アジアの需要減少等の影響を受け、建設機械向け製品及び船舶用モーターの販売数量が減少いたしました。

この結果、当部門の売上高は15億59百万円（前期比69百万円、4.3%減）となりましたものの、効率化に努めたこと等により営業利益は1億1百万円（前期比4百万円、5.2%増）となりました。

〔運輸業〕

港湾運送部門につきましては主に石炭輸送等が増加し、石油小売部門につきましても概ね堅調に推移いたしました。

この結果、当部門の売上高は20億97百万円（前期比32百万円、1.6%増）、営業利益は77百万円（前期比11百万円、16.8%増）となりました。

② 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、各種経済政策や金融緩和策を背景に、企業収益・雇用情勢が改善する等引続き景気は回復基調にて進むものと思われますが、米国の金融緩和縮小や海外経済の下振れリスクの懸念等不透明な要素もあり、今後も楽観を許さない状況にて推移していくものと予想されます。

このような経営環境のなか、観光事業につきましては、さらなる経営の効率化・迅速化を図り、一層の業績の向上を可能とする体制とするため、本年4月1日をもちまして営業部門と事業部門とを統合いたしました。

これにより経営の戦略性を高めるとともに、女性の活躍を積極的に推進し、オリジナル商品の開発や新たなサービスの創造、営業力・商品企画力の強化等を図り集客の拡大に努めます。

さらにはコストの最適化を目指すなど業務改善施策を実行し、収益基盤の強化を図ってまいります。

また、本年7月開催予定の常磐音楽舞踊学院50周年記念東京公演を機に「ショーの進化」による商品力アップを図り、宿泊ゴルフパック市場の再開拓等に努めてまいります。

卸売業をはじめとするその他の事業につきましては、価格競争力の強化と受注確保や新規開拓を図るとともに、収益の確保に全力を傾注してまいりたいと存じます。

当社グループといたしましては、引続き財務体質の改善を図り、さらなる収益の向上と経営の効率化・経費削減を進め、経営基盤の強化に努めてまいる所存でございます。なお、優先株式につきましては、本年3月末までに全て消却が完了しました。

株主各位におかれましては、引続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、6億62百万円であり、需要動向、将来性及び収益性等を勘案し、当社「スパリゾートハワイアンズ」の維持更新を中心に実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

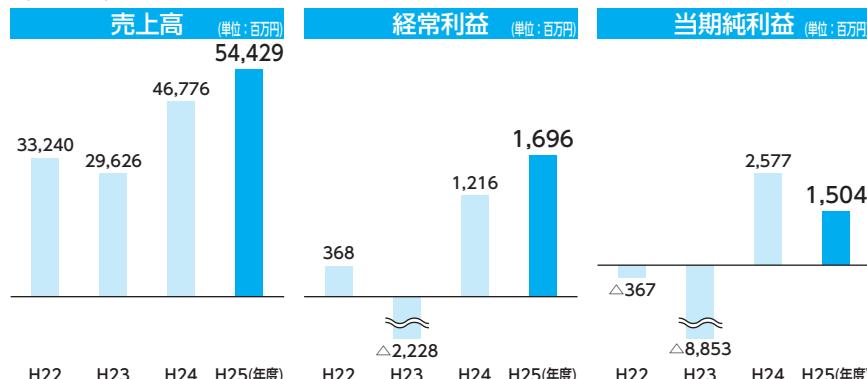
(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成22年度 (第93期)	平成23年度 (第94期)	平成24年度 (第95期)	平成25年度 (第96期)
売上高 (百万円)	33,240	29,626	46,776	54,429
経常利益 (百万円)	368	△2,228	1,216	1,696
当期純利益 (百万円)	△367	△8,853	2,577	1,504
1株当たり当期純利益 (円)	△5.06	△112.52	29.55	16.91
総資産 (百万円)	52,015	57,662	59,437	58,041
純資産 (百万円)	15,119	9,462	12,536	11,031

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(ご参考)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 常 磐 製 作 所	60百万円	98.00%	機械、鋳物の製造販売
常 磐 港 運 株 式 会 社	64	98.08	運輸

(注) 常磐興産ピーシー(株)につきましては、平成26年3月をもって清算結了しております。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
常 磐 湯 本 温 泉 株 式 会 社	150百万円	50.00%	温泉の揚湯及び給湯
小 名 浜 海 陸 運 送 株 式 会 社	150	17.44	港湾運送事業、貨物利用運送事業、海上貨物取扱業

(注) 小名浜海陸運送(株)への出資比率は、20%未満ですが、実質的な影響力をもっているため、重要な関連会社に含めております。

(8) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

主 要 事 業	主 な 事 業 内 容
觀 光 事 業	スパリゾートハワイアンズ（総合レジャー・リゾート施設）、レストラン、ゴルフ場並びにホテルの経営
卸 売 事 業	石炭・石油、その他商品の販売
製 造 関 連 事 業	機械、鋳物の製造販売
運 輸 事 業	運輸

(9) 主要な営業所、施設及び工場（平成26年3月31日現在）

① 当社

本 東 京 本 社	福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地 東京都中央区東日本橋三丁目7番19号
営 業 所	いわき営業所（福島県いわき市）、東京営業所（東京都中央区）
施 設	スパリゾートハワイアンズ（福島県いわき市） クレストヒルズゴルフ俱楽部（福島県いわき市）

(注) 山海館につきましては、震災の影響で休館しておりましたが、平成26年3月に営業を廃止いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 常 磐 製 作 所	福 島 県 い わ き 市
常 磐 港 運 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市

(10) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
觀 光 事 業	294(339)	7
卸 売 事 業	15 (1)	1
製 造 関 連 事 業	33 (8)	△6
運 輸 事 業	80 (32)	2
全 社 (共 通)	24 (2)	△1
合 計	446(382)	3

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人數（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
333(342)	7	43.0	14.3

(注) 使用人數は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑪ 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	8,272百万円
みずほ信託銀行株式会社	4,102
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,862
株式会社常陽銀行	3,163
株式会社東邦銀行	2,349
株式会社日本政策投資銀行	2,334

(注) 借入先及び借入残高については、シンジケートローンによるものを含めております。

⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社常磐興産ピーシー(株)（平成26年3月清算終了）は、国土交通省及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリート橋梁工事について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為が行われたとして当社は平成17年4月25日付で課徴金納付命令を、常磐興産ピーシー(株)は平成16年10月15日付で排除勧告を受けましたが、平成22年9月21日付で独占禁止法違反との審決を受け、同年10月22日に審決が確定しました。

これに伴う課徴金は納付済であります、国土交通省関東整備局及び福島県より当社及び常磐興産ピーシー(株)に対してそれぞれ独禁法違反に基づく不法行為及び契約違反による民事上の損害賠償の請求を受け、その後当該民事上の損害賠償への支払はすべて完了し、終了しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株 内訳 普通株式 159,630,000株
A種優先株式 70,000株
B種優先株式 300,000株
- ② 発行済株式の総数 88,087,784株 内訳 普通株式 88,087,784株
- ③ 株主数 普通株式 19,082名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	普通株式	
常磐開発株式会社	5,865千株	6.67%
日本トラストディイ・サービス信託銀行株式会社	3,765	4.28
大成建設株式会社	3,251	3.70
公益財団法人常磐奨学会	2,670	3.04
サッポロビール株式会社	1,926	2.19
株式会社みずほ銀行	1,887	2.15
明治安田生命保険相互会社	1,878	2.14
みずほ信託銀行株式会社	1,827	2.08
株式会社東邦銀行	1,792	2.04
株式会社損害保険ジャパン	1,686	1.92

(注) 持株比率は、自己株式(213,769株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	斎 藤 一 彦	常磐共同火力株式会社 取締役 小名浜海陸運送株式会社 取締役
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	井 上 直 美	株式会社東京精密 社外監査役
常 務 取 締 役	中 村 行 雄	管理本部管掌兼 S R H 営業本部管掌
常 務 取 締 役	豊 田 和 夫	社長室長兼 S R H 事業本部管掌 常磐港運株式会社 代表取締役会長
取 締 役	佐 久 間 博 巳	執行役員 S R H 営業本部長
取 締 役	秋 田 龍 生	執行役員 管理本部長
取 締 役	田 島 悅 郎	執行役員 燃料商事本部長 小名浜海陸運送株式会社 監査役
取 締 役	松 崎 克 郎	執行役員 S R H 事業本部長
監 査 役 (常 勤)	鈴 木 和 好	
監 査 役	清 田 啓 一	日本ヒューム株式会社 社外監査役
監 査 役	金 子 重 人	養和監査法人 代表社員

- (注) 1. 監査役清田啓一、金子重人の両氏は、社外監査役であります。なお、社外監査役の重要な兼職先と当社との関係につきましては、後記「③ 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 監査役鈴木和好、清田啓一及び金子重人の3氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1)監査役鈴木和好氏は、当社の内部監査部門長並びに当社及び子会社の管理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (2)監査役清田啓一氏は、企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (3)監査役金子重人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役清田啓一、金子重人の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

4. 平成26年4月1日付で担当が次のとおり変更となっております。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役	中村行雄	管理本部管掌兼内部監査室管掌
常務取締役	豊田和夫	レジャーリゾート事業本部管掌兼社長室管掌
取締役	佐久間博巳	執行役員 レジャーリゾート事業本部長兼営業部長
取締役	松崎克郎	執行役員 社長室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (-)	84百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	23 (10)
合 計	13 (3)	108 (10)

- (注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役及び社外監査役各1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成21年6月26日開催の第91回定時株主総会において、固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額1億10百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の3%以内(なお、平成25年度については2.5%としております。)の合計額と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第84回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の他、取締役に対し支払われる平成26年3月期の業績連動報酬総額は、30百万円であります。

③社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外監査役	清田啓一	日本ヒューム株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	金子重人	養和監査法人代表社員	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	清田啓一	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回及び監査役会12回の全てにそれぞれ出席し、主に経験豊富な経営的見地から発言を行っております。
社外監査役	金子重人	平成25年6月27日開催の第95回定時株主総会にて就任後開催された取締役会12回及び監査役会9回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりあります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決議にて委嘱された業務につき、稟議規程、取締役会規程等社内規程に基づいて決裁・決議された事項を適正に執行し、その状況は毎月取締役会に報告いたしております。また、内部監査室を設置し、執行の適正性・適法性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録、稟議書、各種契約書等業務の執行に関する文書を文書取扱規程等に基づき保存・管理しております。

また、諸規程の改定は必要に応じて実施しておりますが、年1回年度末に見直し整備を行うこととしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行い、各部内の所管業務に付随する安全衛生等のリスク管理は当該部内が行うこととし、さらに内部監査室による定期的監査が実施しております。

また、リスク報告規程に基づき、リスク発生後速やかに報告することとし、一定の重要な事項についてはコンプライアンス委員会において再発防止策等を含めた報告を行い、適宜承認を受けております。重大なリスクに対しては、対応する責任者を設け、顧問弁護士等の助言を得るなどして、迅速・適切に解決する体制をとっております。さらにインサイダー取引については、社内指針を設け厳格に遵守することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議事項は、原則として予め会長、社長、常務並びに担当取締役により構成される附議内容検討会議を経た上で上程され決議執行されております。取締役会は月1回定時に開催し、必要に応じて臨時に開催され

るものとし、経営方針・戦略等に関する重要事項については事前に会長、社長、常務並びに所管取締役により構成されるメンバーにおいて審議いたします。

また、取締役会において取締役及び執行役員の職務分掌を決議し、規程に基づき権限分配を行っております。さらに業務執行役員制度により、意思決定及び監査機能と執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速化を図るとともに、権限委譲により機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築することとしております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

稟議規程、就業規則等の各種社内規程に基づき職務の執行を行っており、この職務執行の適法性を確保するため、内部監査室による監査が行われ、その内容は社長に報告され、是正される体制を整えております。

また、法令違反等コンプライアンスに関する重要事実を発見した場合取締役は監査役に報告することとし、さらに社外を含めた複数の通報窓口を設置する外、内部通報規程に基づきその運用を行うこととしております。

⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理規程に基づき、各子会社管理運営を行う外、内部監査室による監査によって、業務の適正性及び適法性を確保しております。

子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反する等コンプライアンス上問題があると認めた場合、内部監査室に報告し、内部監査室は監査役に直ちに報告することとします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、内部監査室に属する使用者がその任に当たることとします。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、使用人の任命、異動等の人事権に関する事項については、監査役と事前に協議することとします。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役会において毎月業務執行状況を報告することとしており、社長決裁稟議についてはすべて監査役に報告する体制をとっています。
また、年度計画に基づき各事業部の監査役監査が実施され、適正に報告しております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査室及び会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が実施する各事業部監査に立ち会うなど緊密な連携を図っております。
監査役会は代表取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、適正な財務報告を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「常磐興産グループ内部統制規程」を定め、その体制整備・運用を行うとともに、整備・運用状況を評価するために内部統制所管部門を設置し、進捗状況を適時に取締役会に報告する体制を採っております。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体等から講習会などを通じ情報収集を行うとともに、事案発生に備え、警察や弁護士等の外部の専門機関と密接に連携して速やかに対処できる体制の構築に努めてまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	58,041	負 債 の 部	47,009
流 動 資 産	13,718	流 動 負 債	29,487
現 金 及 び 預 金	7,691	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,409
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,160	短 期 借 入 金	20,757
リース債権及びリース投資資産	84	一 年 以 内 債 還 社 債	343
た な 卸 資 産	397	リ 一 斯 債 務	313
そ の 他	384	未 払 金	1,437
固 定 資 産	44,315	未 払 法 人 税 等	71
有 形 固 定 資 産	30,631	賞 与 引 当 金	289
建 物 及 び 構 築 物	13,951	事 業 整 理 損 失 引 当 金	160
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	483	そ の 他	704
工 具、器 具 及 び 備 品	148	固 定 負 債	17,522
土 地	14,678	長 期 借 入 金	11,224
リ 一 斯 資 産	1,369	リ 一 斯 債 務	1,484
無 形 固 定 資 産	65	長 期 預 り 保 証 金	1,106
そ の 他	65	繰 延 税 金 負 債	2,831
投 資 そ の 他 の 資 産	13,618	環 境 対 策 引 当 金	58
投 資 有 価 証 券	5,598	退 職 給 付 に 係 る 負 債	54
長 期 貸 付 金	2,084	資 産 除 去 債 務	406
投 資 不 動 産	7,599	そ の 他	355
そ の 他	431	純 資 産 の 部	11,031
貸 倒 引 当 金	△2,095	株 主 資 本	10,347
繰 延 資 産	8	資 本 金	2,141
社 債 発 行 費	8	資 本 剰 余 金	3,577
合 計	58,041	利 益 剰 余 金	4,661
		自 己 株 式	△32
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	659
		そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	914
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△146
		土 地 再 評 價 差 額 金	△2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△105
		少 数 株 主 持 分	24
		合 計	58,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		54,429
売 上 原 価		49,226
売 上 総 利 益		5,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,065
営 業 利 益		2,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 金	0	
受 取 配 当 金	87	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	76	
不 動 産 賃 貸 料	147	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	52	
そ の 他	57	421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 用 他	609	
不 動 産 賃 貸 費	76	
そ の 他	175	861
経 常 利 益		1,696
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
投 資 不 動 産 売 却 益	63	68
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	17	
減 損 損	182	
事 業 整 理 損	145	
そ の 他	3	348
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,416
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	123	
法 人 税 等 調 整 額	△214	△90
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,507
少 数 株 主 利 益		2
当 期 純 利 益		1,504

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,141	6,355	3,488	△13	11,972
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△331		△331
当期純利益			1,504		1,504
自己株式の取得				△2,797	△2,797
自己株式の消却		△2,778		2,778	－
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額		△0			△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△2,778	1,172	△19	△1,625
当期末残高	2,141	3,577	4,661	△32	10,347

	その他の包括利益累計額					少數株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	544	－	△2	－	542	21	12,536
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△331
当期純利益							1,504
自己株式の取得							△2,797
自己株式の消却							－
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	369	△146		△105	117	3	120
当連結会計年度中の変動額合計	369	△146	－	△105	117	3	△1,504
当期末残高	914	△146	△2	△105	659	24	11,031

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	55,615	流 動 負 債	45,734
現 金 及 び 預 金	13,071	支 払 手 形 金	28,703
受 取 手 形	7,365	買 掛 金	408
売 掛 金	160	短 期 借 入 金	4,708
商 品	4,317	一 年 以 内 債 還 社 債	20,689
貯 藏 品	65	リ 一 ス 債 務	343
前 払 費 用	43	未 払 金	210
未 収 入 金	131	未 払 法 人 税	1,416
短 期 貸 付	224	未 払 費 用	48
そ の 他	760	前 受 金	300
	1	預 収 金	20
	42,535	賃 与 引 当 金	181
固 定 資 産	29,211	事 業 整 理 損 失 引 当 金	235
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	17,031
建 築 物	11,088	長 期 借 入 金	11,116
構 築 物	2,642	リ 一 ス 債 務	1,185
機 械 及 び 装 置	399	長 期 未 払 金	182
車両 運 搬 具	9	長 期 預 り 保 証 金	1,130
工具、器具及び備 品	147	繰 延 税 金	2,873
土 地	13,733	環 境 対 策 引 当 金	1
リ 一 ス 資 産	1,190	資 産 除 去 債 務	395
無 形 固 定 資 産	56	そ の 他	146
借 地 権	8	純 資 産 の 部	9,881
ソ フ ト ウ エ ア	20	株 主 資 本	9,139
リ 一 ス 資 産	21	資 本 剰 余 金	2,141
そ の 他	6	資 本 準 備 金	3,567
投 資 そ の 他 の 資 産	13,267	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,500
投 資 有 価 証 券	4,513	利 益 剰 余 金	2,067
関 係 会 社 株 式	682	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,463
差 入 保 証 金	55	繰 越 利 益 剰 余 金	3,463
長 期 貸 付 金	2,084	自 己 株 式	△32
前 払 年 金	156	評 価 ・ 換 算 差 額 等	741
投 資 不 動 産	7,516	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	890
そ の 他	343	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△146
貸 倒 引 当 金	△2,084	土 地 再 評 価 差 額 金	△2
繰 延 資 産	8		
社 債 発 行 費	8		
合 計	55,615	合 計	55,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		51,210
売 上 原 価		46,542
売 上 総 利 益		4,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,709
營 業 利 益		1,958
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	90	
不 動 産 賃 貸 料	149	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	136	
そ の 他	36	425
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	597	
不 動 産 賃 貸 費 用	81	
そ の 他	189	868
經 常 利 益		1,515
特 別 利 益		
投 資 不 動 産 売 却 益	63	63
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	16	
減 損 損	182	
事 業 整 理 損	145	
そ の 他	3	348
税 引 前 当 期 純 利 益		1,230
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	78	
法 人 税 等 調 整 額	△255	△177
当 期 純 利 益		1,407

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,141	1,500	4,846	6,346	2,387	2,387	△13	10,862
当期の変動額								
剰余金の配当					△331	△331		△331
当期純利益					1,407	1,407		1,407
自己株式の取得							△2,797	△2,797
自己株式の消却			△2,778	△2,778			2,778	－
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額			△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)								
当期の変動額合計	－	－	△2,778	△2,778	1,075	1,075	△19	△1,722
当期末残高	2,141	1,500	2,067	3,567	3,463	3,463	△32	9,139

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	530	－	△2	527	11,390
当期の変動額					
剰余金の配当					△331
当期純利益					1,407
自己株式の取得					△2,797
自己株式の消却					－
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額					△0
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	359	△146		213	213
当期の変動額合計	359	△146	－	213	△1,508
当期末残高	890	△146	△2	741	9,881

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

常磐興産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田英仁印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 出口賢二印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、常磐興産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常磐興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

常磐興産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田英仁印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 出口賢二印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、常磐興産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査計画書において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業部等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制」（内部統制システム）の構築及び運用状況について監査いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

常磐興産株式会社 監査役会

常勤監査役	鈴木和好	印
社外監査役	清田啓一	印
社外監査役	金子重人	印

以上

特別口座から一般口座への振替の手続きのご案内

特別口座に記録されている株式を株式市場で売却したり、特別口座を通じて株式市場にて株式を購入したりすることはできません。

株式を株式市場で売却するためには、証券会社等に一般口座を開設し、みずほ信託銀行の特別口座から株式を振替える必要があります。

お手続きについては、特別口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 0120-288-324 (通話料無料)

株主総会 会場ご案内図

<開催日時> 平成26年6月27日（金）午前10時
(受付開始 午前9時15分)

<会 場>

サンライズビル 2階 ザ・グリーンホール
東京都中央区日本橋富沢町11番12号
電話 03 (3665) 4533



- <最寄駅>**
- 都営新宿線 馬喰横山駅 A3出口から徒歩約4分
(都営浅草線 東日本橋駅と地下にて連絡しています)
 - 東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 出口1から徒歩約6分
 - JR総武快速線 馬喰町駅 出口1から徒歩約7分



常磐興産株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。